特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課徴収に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南知多町は、個人住民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

南知多町長

公表日

令和8年10月23日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	個人住民税の賦課徴収に関する事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基ずく条例により行われている。 本町においては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 賦課に関する事務 ①住民、個人事業者、他の自治体や国税庁、年金保険を営む団体、企業等の法人事業者から個人番号が記載された課税に係る情報（以下「課税情報」という。）を取得する。 ②課税情報について調査、審査する。 ③課税情報に基づき課税する。 ④課税情報の変更に基づき更正等する。 ⑤課税情報に係る課税、更正等の内容について納税義務者及び特別徴収義務者へ納税通知書を送付する。 ⑥課税情報を必要に応じて他の自治体に回送する。 ⑦課税情報に基づき所得課税証明書を交付する。 ⑧課税に係る情報に関し、官公署への協力を要請する。 ⑨課税に係る情報に関し、官公署からの要請に協力する。 2. 徴収に関する事務 ①課税状況に基づき収納する。 ②課税・収納状況に基づき収納する。 ③口座登録情報に基づき証明書等を交付する。 ④課税・収納状況に基づき発生した過誤納金について還付充当を行う。 ⑤課税・収納状況に基づき証明書等を交付する。 ⑥課税・収納状況に基づき調査滞納処分等を行う
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー 8. 個人住民税申告ポータル （※標準化前、標準化後で変更なし） 9. コンビニ交付システム 10. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　税務課 住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部　税務課 住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12月18日デジタル庁）に従い、特定個人情報の取得時にはダブルチェック等を行い、情報の誤りが無いか確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行う。 システム内での管理及び権限付与の制限をする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	個人住民税システム	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー		
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	個人住民税システム	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー		
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一「16」	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条		
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークの利用 法令上の根拠	番号法第19条第7項　別表第二「1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、3 4、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、8 0、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、11 7、120」	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）		
令和1年6月28日	Ⅰ．関連情報 5. 評価実施機関における担	税務課長　柴田　幸員	税務課長		
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策新		新規		
令和7年9月1日	Ⅰ．関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー （※標準化前、標準化後で変更なし）		
令和7年9月1日	Ⅰ．関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条	番号法第9条第1項　別表24の項		
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワーク ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、 81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、 140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、 171、172、173の項		
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部　税務課　住民税係　住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711	総務部　税務課 住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711		
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部　税務課　住民税係　住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711	総務部　税務課 住所：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪18番地 電話番号：0569-65-0711		
令和7年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	新規		
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	新規		
令和7年11月28日	Ⅰ．関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー （※標準化前、標準化後で変更なし）	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理 （※標準化前、標準化後で変更なし）		
令和8年10月1日	Ⅰ．関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理 （※標準化前、標準化後で変更なし）	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理 （※標準化前、標準化後で変更なし） 10. コンビニ交付システム		
令和8年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点		
令和8年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点		
令和8年10月23日	Ⅰ．関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー 8. 個人住民税申告ポータル 9. マイナポータル申請管理 （※標準化前、標準化後で変更なし） 10. コンビニ交付システム	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム 7. 中間サーバー 8. 個人住民税申告ポータル （※標準化前、標準化後で変更なし） 9. コンビニ交付システム 10. サービス検索・電子申請機能		